

土地使用貸借契約書

1 貸借物件

区分	所在及び地番	地目	地積
土地	大津市日吉台一丁目14番6	宅地	1,962.75㎡の内 300㎡

2 貸借期間 平成 9年12月15日から平成10年3月31日まで

3 使用目的 障害者共同作業所用地

貸主大津市（以下「甲」という。）と借主いしづみ会会長紺谷健治（以下「乙」という。）は、甲が日吉台学区自治連合会会長田中晴雄（以下「丙」という。）から借り受けた頭書の貸借物件（以下「貸借物件」という。）を乙に無償で転貸することについて、丙及び日吉台コミュニティ基金管理委員会委員長中川賢一郎を立会人として、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、貸借物件を乙に無償で貸付け、乙は、これを借り受けるものとする。

（貸借期間）

第2条 貸借期間は、頭書の貸借期間（以下「貸借期間」という。）のとおりとする。

（貸借物件の引渡し）

第3条 甲は、貸借期間の初日までに貸借物件を乙に引き渡さなければならない。

（使用目的）

第4条 乙は、貸借物件を頭書の使用目的（以下「使用目的」という。）に供しなければならない。

（貸借物件の保存）

第5条 乙は、貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

（転貸等の禁止）

第6条 乙は、貸借物件を転貸し、又はこの契約に基づく使用权を譲渡し、若しくは継承させてはならない。

（契約の解除）

第7条 甲は、次の場合において、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 乙が使用目的を廃止したとき、又は使用目的が完了したとき。
- (2) 甲と丙との間に締結された貸借物件に係る不動産使用貸借契約が解除されたとき。
- (3) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(契約の更新)

第8条 この契約は、貸借期間の満了3ヵ月前までに、甲、乙いずれからも書面による異議の申し出がないときは、同一の条項で1年間更新し、以後も同様とする。

(貸借物件の返還)

第9条 乙は、貸借期間が満了したとき（前条の規定により更新したときを除く。）、又は第7条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(疑義の決定)

第10条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲、乙それぞれが協議のうえ定めるものとする。

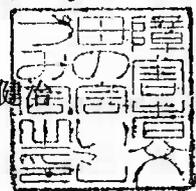
この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 9年12月15日

貸主 甲 大津市御陵町3番1号  
大津市 山田 豊三郎  
大津市長



借主 乙 大津市日吉台三丁目23番12号  
いしづみ会 紺谷 健治  
会 長



立会人 丙 日吉台学区自治連合会  
会 長 田中 晴雄



立会人 日吉台コミュニティー基金管  
委員長 中川 賢



この写しは、契約書の原本と相違ないことを証明する。

大津市福祉保健部長 中嶋 正雄



平成 9年12月22日

不動産使用貸借契約の一部変更契約書

大津市（以下「甲」という。）と日吉台学区自治連合会（以下「乙」という。）との間に、平成2年1月8日付けで締結した不動産使用貸借契約の一部を変更することについて、次のとおり契約を締結する。

頭書第3項中「多目的広場」の次に「並びに障害者共同作業所用地」を加える。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、頭書の使用目的のうち障害者共同作業所用地の目的に供するため、甲は障害者共同作業所を設置する者に対して貸借物件の一部を転貸することができるものとし、乙はこれを承諾する。

上記の契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成9年9月24日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 山田 豊三郎 

乙 日吉台学区自治連合会  
会長 田中 晴雄 

日吉台コミュニティ基金管理委員会  
委員長 中川 賢一郎 

立会人 大津市日吉台四丁目23番13号  
中川 賢一郎 

大津市日吉台四丁目14番3号  
木原 武雄 

大津市日吉台三丁目28番12号  
田中 晴雄 